

「やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱」について

介護保険制度における地域密着型サービスは、原則としてその事業所が所在する市区町村の被保険者のみが利用できるものであり、やむを得ない特別な事情がある場合においては、事前手続きを踏まえ、特例として地域密着型サービス事業所の所在市区町村長等の同意により、他市区町村の被保険者の利用が可能となっています。

本市では、令和3年1月12日付け旭介保第226号「やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱について」において、本市が同意する基準や同意を求める基準、他市区町村からの転入者に係る利用の要件を定め、これまでも各関係事業所へ周知を行ってきたところですが、改めて適正な運用についてお知らせいたします。

1 やむを得ない事情により、市区町村の区域を越えて地域密着型サービスを利用するための指定同意について

- (1) 旭川市の被保険者が他市区町村の地域密着型サービスを利用したいときは、他市区町村長の同意が必要です。
- (2) 他市区町村の被保険者が旭川市の地域密着型サービスを利用したいときは、旭川市の同意が必要です。

※ 手続きには相当の理由と時間が必要となります。内容によっては、利用が認められない場合があります。また、同意の手続きがなくサービスを利用された場合は、介護保険の利用ができず、全額自己負担となります。

2 要綱等

- (1) やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱
- (2) 本要綱の事業所説明用資料

(担 当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話（直通）：25－6485